

議案第 138 号

伊賀市行政組織条例の全部改正について

伊賀市行政組織条例を次のとおり制定しようとする。

平成 29 年 11 月 30 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市行政組織条例

伊賀市行政組織条例（平成 16 年伊賀市条例第 10 号）の全部を改正する。

（部等の設置）

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の部を設置する。

- (1) 総務部
- (2) 企画財政部
- (3) にぎわい交流部
- (4) 人権市民協働部
- (5) 生活環境部
- (6) 健康福祉部
- (7) 産業振興部
- (8) 都市整備部

2 前項に規定する部のほか、総合危機管理課を置く。

（事務分掌）

第 2 条 部の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総務部

ア 議会及び市行政一般に関すること。

- イ 例規及び文書に関すること。
- ウ 市史に関すること。
- エ 職員に関すること。
- オ 秘書に関すること。
- カ 入札及び契約に関すること。
- キ 建設工事等の検査に関すること。
- ク 行財政改革に関すること。
- ケ 地方分権に関すること。
- コ 財産管理に関すること。

(2) 企画財政部

- ア 市政の総合的企画及び総合調整に関すること。
- イ 地域振興に関すること。
- ウ 広報及び広聴に関すること。
- エ 情報公開及び情報提供に関すること。
- オ 情報化の推進及び情報処理に関すること。
- カ 予算その他財政に関すること。
- キ 市税に関すること。

(3) にぎわい交流部

- ア 市街地の活性化に関すること。
- イ 文化交流に関すること。
- ウ スポーツの振興に関すること。
- エ 国民体育大会（三重とわか国体）に関すること。
- オ 交通政策に関すること。

(4) 人権市民協働部

- ア 住民自治活動の支援に関すること。
- イ 人権施策の企画及び推進に関すること。
- ウ 男女共同参画推進施策に関すること。
- エ 同和施策の企画及び調整に関すること。
- オ 各支所管内の振興及び住民福祉に関すること。

(5) 生活環境部

- ア 市民生活及び市民相談に関する事。
- イ 国際化施策及び多文化共生に関する事。
- ウ 戸籍、住民基本台帳及び印鑑証明に関する事。
- エ 住民異動に伴う諸手続に関する事。
- オ 環境施策の総合的企画、調整及び啓発に関する事。
- カ ごみ減量の推進に関する事。
- キ 生活環境の保全に係る啓発、指導及び推進に関する事。
- ク 一般廃棄物の収集・処理に関する事。

(6) 健康福祉部

- ア 社会福祉事業の調整に関する事。
- イ 生活保護に関する事。
- ウ 健康づくりの総合調整及び推進に関する事。
- エ 保健指導に関する事。
- オ 児童福祉及び母子・父子・寡婦福祉に関する事。
- カ 子育て支援に関する事。
- キ 保育所の統括管理に関する事。
- ク 高齢者福祉及び障がい者福祉に関する事。
- ケ 介護保険に関する事。
- コ 国民健康保険事業に関する事。
- サ 国民年金に関する事。
- シ 福祉医療費に関する事。
- ス 後期高齢者医療に関する事。
- セ 地域医療に関する事。

(7) 産業振興部

- ア 農林業の振興計画に関する事。
- イ 農林業及び畜産業の指導並びに振興に関する事。
- ウ 鳥獣害対策に関する事。
- エ 農業委員会に関する事。
- オ 耕地、林地及び農林業用施設に関する事。
- カ 農村施設の整備に関する事。

- キ 商工業の振興に関する事。
- ク 労政に関する事。
- ケ 企業の誘致に関する事。
- コ 観光資源の創出、保存及び振興に関する事。
- サ 地場産業の振興に関する事。

(8) 都市整備部

- ア 土木建設事業の総括監理に関する事。
- イ 用地取得等に関する事。
- ウ 道路及び橋梁^{りょう}に関する事。
- エ 河川及び砂防に関する事。
- オ 都市計画に関する事。
- カ 建築及び営繕に関する事。
- キ 市営住宅に関する事。
- ク 建築指導に関する事。
- ケ 開発企画に関する事。

2 総合危機管理課の分掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 危機管理に関する事。
- (2) 防災に関する事。
- (3) 地域安全に関する事。

(支所の事務分掌)

第3条 市長は、支所に部の事務の一部を分掌させることができる。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。